

令和6年4月1日

生徒及び保護者等の皆様

県立小千谷高等学校長

令和5年度 いじめ認知件数について（報告）

本校において令和5年度にいじめと認知した件数について、下記のとおり報告します。

本校では今後もいじめの未然防止、早期発見に向け教職員研修会やいじめアンケート調査を複数回実施するとともに、いじめが疑われる事案には家庭、外部機関と連携しながら組織的に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 令和5年度 いじめ認知件数 13件

主ないじめの態様

- ・軽く叩かれたりつかまれる（4件）
- ・携帯電話で嫌なことをされる（1件）
- ・仲間はずれや悪口をいわれる（7件）
- ・その他（1件）

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

当該児童等が当該行為を知らずにいるが、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い（十分に予測できる）ものは、いじめ類似行為とされている。（新潟県いじめ等の対策に関する条例）

※いじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

【担当】 いじめ対策推進教員
小飯塚 邦夫

電話 0258-83-2262

FAX 0258-82-0646